

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月14日
【四半期会計期間】	第35期第2四半期（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）
【会社名】	コーナン商事株式会社
【英訳名】	KOHANAN SHOJI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 疋田 耕造
【本店の所在の場所】	堺市西区鳳東町4丁401番地1 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	072(274)1621(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 総合企画担当 品川 良一
【最寄りの連絡場所】	堺市西区鳳東町6丁637番地1
【電話番号】	072(274)1668(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 総合企画担当 品川 良一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第2四半期 累計期間	第35期 第2四半期 累計期間	第34期 第2四半期 会計期間	第35期 第2四半期 会計期間	第34期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 3月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 6月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高(百万円)	141,383	146,506	71,564	73,786	275,835
経常利益(百万円)	7,213	10,701	3,694	5,035	13,151
四半期(当期)純利益(百万円)	3,561	6,082	1,585	3,148	6,627
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金(百万円)	-	-	15,909	16,856	15,909
発行済株式総数(千株)	-	-	30,991	32,989	30,991
純資産額(百万円)	-	-	60,605	71,411	63,569
総資産額(百万円)	-	-	228,675	242,687	226,714
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,960.50	2,169.84	2,056.38
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	115.21	193.77	51.28	98.82	214.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	114.86	175.55	51.13	90.84	210.08
1株当たり配当額(円)	11.0	14.0	11.0	14.0	22.0
自己資本比率(%)	-	-	26.5	29.4	28.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,952	4,872	-	-	15,083
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,766	8,593	-	-	8,357
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,399	4,292	-	-	5,597
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	8,834	6,748	6,176
従業員数(人)	-	-	2,507	2,517	2,490

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数(人)	2,517 (6,796)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、出向受入者(1人)を含み、関係会社への出向者(5人)、嘱託(38人)及びパートタイマー・アルバイトは含まれておりません。パートタイマー・アルバイトは()内に当第2四半期会計期間の平均雇用人員(1人当たり1か月168時間・1日8時間換算)を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当第2四半期会計期間の単一セグメント内の商品仕入実績を商品部門別に示すと、次のとおりであります。

商品部門別	金額(百万円)	前年同期比(%)
ホームインブルーメント (DIY用品)	15,925	117.8
ハウスキーピング(家庭用品)	23,099	106.5
カー・レジャー (カー・レジャー用品)	9,348	98.9
その他	559	111.2
合計	48,933	108.3

(注) 1. 商品部門別の各構成内容は、次のとおりであります。

- (1) ホームインブルーメント (木材・建材、工具、建築金物、塗料・作業用品、園芸用品、園芸植物、資材、エクステリア、水道、住設機器、リフォーム)
- (2) ハウスキーピング (ダイニング用品、インテリア、電材・照明、日用品、収納用品、薬品、履物・衣料、家庭雑貨品、家電、介護用品、フード、酒類)
- (3) カー・レジャー (カー用品、ペット用品、文具・事務用品、サイクル・レジャー用品)
- (4) その他 (バラエティグッズ、書籍、自動販売機、灯油)

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第2四半期会計期間の単一セグメント内の商品販売実績を商品部門別に示すと、次のとおりであります。

商品部門別	金額(百万円)	前年同期比(%)
ホームインブルーメント (DIY用品)	24,487	107.0
ハウスキーピング(家庭用品)	33,884	103.5
カー・レジャー (カー・レジャー用品)	14,248	95.1
その他	1,165	122.6
合計	73,786	103.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 1. 地域別売上状況は、次のとおりであります。

地域別	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)			当第2四半期 会計期間 開・閉店
	金額 (百万円)	構成比 (%)	期末店舗 数	
大阪府	29,874	40.5	75	開店1店舗
京都府	5,728	7.8	19	
兵庫県	10,051	13.6	34	開店1店舗
奈良県	2,648	3.6	11	
和歌山県	3,058	4.1	17	
滋賀県	464	0.6	1	
千葉県	1,390	1.9	1	
東京都	2,920	4.0	4	
神奈川県	5,698	7.7	8	
愛知県	3,685	5.0	11	
三重県	66	0.1	1	
鳥取県	409	0.5	3	
島根県	362	0.5	2	
岡山県	608	0.8	3	
広島県	1,836	2.5	5	
山口県	303	0.4	4	
徳島県	1,781	2.4	10	
香川県	615	0.8	4	
愛媛県	1,157	1.6	12	
高知県	337	0.5	7	
福岡県	428	0.6	1	
長崎県	359	0.5	1	
合計	73,786	100.0	234	

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記地域別の店舗は、次のとおりであります。

地域別	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日現在)	当第2四半期会計期間 開・閉店
		(自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
大阪府	(コーナン) 都島店、片町店、福島大開店、西九条春日出店、弁天町店、大正千島店、 JR今宮駅前店、御幣島店、東淀川菅原店、生野店、関目店、天王寺店、 南津守店、東三国店、新大阪センイシティー店、内環放出東店、長吉長 原店、平野瓜破店、平野加美北店、堺店、大野芝店、第二阪和鳳店、泉北 店、泉北2号小代店、金岡蔵前店、中環堺中村店、堺三国ヶ丘店、中も ず店、岸和田三田店、岸和田ベイサイド店、中環蛍ヶ池店、豊中庄本 店、豊中夕日丘店、豊中島江店、千里山田店、吹田インター青葉丘店、 泉大津店、高槻店、高槻上牧店、高槻城西店、貝塚東山店、茄子作南店、 枚方野村店、茨木店、茨木安威店、リックス店、八尾楠根店、外環八尾 山本店、南植松店、富田林店、寝屋川仁和寺店、寝屋川昭栄店、東寝屋 川店、松原市役所前店、住道店、和泉中央店、箕面坊島店、箕面今宮店、 箕面萱野店、羽曳野店、羽曳野伊賀店、門真殿島店、門真大橋店、摂津 鳥飼西店、高石富木店、東大阪菱江店、布施駅前店、フレスポ東大阪稲 田店、外環新石切店、狭山店、りんくう羽倉崎店 (コーナンプロ) 南津守店、平野店、堺三宝店、東大阪店	(開店) (コーナンプロ) 南津守店
京都府	(コーナン) 西陣上七軒店、宝ヶ池店、宝ヶ池上高野店、かどの四条外大前店、伏見 大手筋店、六地藏店、くいな橋店、向日町大原野店、福知山店、JR宇 治駅北店、亀岡大井店、亀岡篠店、八幡一ノ坪店、京田辺店、木津店、精 華台店 (コーナンプロ) 宇治大久保店 (ホームストック) 福知山荒河店、宮津店	
兵庫県	(コーナン) 魚崎店、灘大石川店、兵庫松原通店、ジェームス山店、名谷店、小東山 店、谷上駅前店、藤原台店、ハーバーランド店、玉津インター店、今宿 店、尼崎道意町店、杭瀬店、魚住店、武庫川店、西宮今津店、洲本店、伊 丹店、JR中山寺駅前店、川西西多田店、川西久代店、新三田店、加西 店、篠山店、養父店、氷上ゆめタウン店 (コーナンプロ) 新在家店 (ホームストック) 山南店、和田山店、津名店、淡路東浦店、東条店、中町店、夢前店	(開店) (コーナン) 新三田店
奈良県	(コーナン) 三条大路店、学園前登美ヶ丘店、大和高田店、大和郡山店、大和郡山筒 井店、橿原香久山店、生駒店、香芝旭ヶ丘店、王寺店、吉野大淀店 (ホームストック) 五條二見店	
和歌山県	(コーナン) 和歌山店、和歌山中之島店、海南店、箕島店、御坊インター店、田辺店、 岩出店 (ホームストック) 本宮店、粉河店、かつらぎ店、吉備店、印南店、南部店、白浜店、上富田 店、勝浦店、串本店	
滋賀県	(コーナン) 草津店	
千葉県	(コーナン) 市川原木店	

地域別	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日現在)	当第2四半期会計期間 開・閉店
		(自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
東京都	(コーナン) 江東深川店、本羽田萩中店、ぐりーんうぉーく多摩店、小平店	
神奈川県	(コーナン) 保土ヶ谷星川店、港北ニュータウン店、港北センター南店、相模原西橋本店、相模原小山店、鎌倉大船店、湘南藤沢店、中央林間店	
愛知県	(コーナン) 砂田橋店、名港木場店、南十番町店、一宮店、一宮今伊勢店、刈谷井ヶ谷店、小牧店、稲沢ハーモニーランド店、日進店、知多東浦店 (コーナンプロ)熱田四番町店	
三重県	(ホームストック) 鶴殿店	
鳥取県	(コーナン) 米子河崎店 (ホームストック) 気高店、中山店	
島根県	(コーナン) 東出雲店 (ホームストック) 津和野店	
岡山県	(コーナン) 倉敷北浜店、連島店 (ホームストック) 中央店	
広島県	(コーナン) 宇品店、広島祇園店、中野東店、神辺店、廿日市陽光台店	
山口県	(コーナン) 小野田インター店 (ホームストック) 秋穂店、美和店、阿武店	
徳島県	(コーナン) 徳島小松島店、阿南中島店、徳島藍住店 (ホームストック) 山川店、吉野店、美馬店、日和佐店、徳島海南店、貞光店、阿波池田店	
香川県	(コーナン) 白鳥店、綾川店、多度津店 (ホームストック) 詫間店	
愛媛県	(コーナン) 三津浜店 (ホームストック) 北条店、大三島店、伯方店、津島店、土居店、宇和店、野村店、久万店、松野店、広見店、御荘店	
高知県	(ホームストック) 室戸店、宿毛店、土佐清水店、奈半利店、芸西店、窪川店、黒潮店	
福岡県	(コーナン) めいのはま店	
長崎県	(コーナン) 大塔店	

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、事業等のリスクについて重要な変更はありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

第2四半期累計期間におけるホームセンター業界では、東日本大震災発生後、商品供給の制約に対する懸念等から駆け込み的需要が生じたほか、節電や暑さ対策に適した商品の需要が増加しました。また、地上デジタル放送への完全移行に伴い、テレビアンテナやアンテナパーツ等が好調に推移しました。もっとも、海外経済の減速懸念等から国内景気の先行きは不透明であり、依然として厳しい経営環境が続いております。

この様な状況のもと、当第2四半期会計期間にホームセンター1店舗（兵庫県）、プロを1店舗（大阪府）出店し、8月末現在の店舗数は234店舗（うち、ホームストックは54店舗）となりました。

この結果、当第2四半期会計期間の売上高は73,786百万円（前年同四半期比3.1%増）となりました。商品部門別では、資材・エクステリア関連、インテリア、電材・照明等は堅調でしたが、カー用品、サイクル・レジャー関連用品等は伸び悩みました。

売上高が増加したことと売上総利益率も35.3%と前年同四半期比1.9ポイント向上したことにより、売上総利益は26,015百万円（前年同四半期比8.8%増）となりました。営業収入は3,149百万円（前年同四半期比0.9%減）、販売費及び一般管理費は23,669百万円（前年同四半期比4.3%増）となり、営業利益は5,495百万円（前年同四半期比25.0%増）となりました。

経常利益は、営業利益が増加したほか、為替差損が減少したことにより5,035百万円（前年同四半期比36.3%増）となり、四半期純利益は、3,148百万円（前年同四半期比98.6%増）と大幅増益になりました。

（財政状態の変動状況）

当第2四半期末の総資産は前期末より15,973百万円増加し、242,687百万円となりました。有形固定資産が5,541百万円増加した他、商品が6,902百万円、差入保証金が997百万円増加したことなどによります。

当第2四半期末の純資産は71,411百万円で、自己資本比率は前期末より1.4ポイント向上し、29.4%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期末の現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ571百万円増加し、6,748百万円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前四半期純利益が5,472百万円となりましたが、たな卸資産の増加額が1,259百万円及び仕入債務の減少額が2,153百万円となったことなどにより、2,862百万円の収入（前年同四半期比48.0%減）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出4,642百万円及び差入保証金の差入による支出1,081百万円などにより、5,605百万円の支出（前年同四半期比112.5%増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の純増加額が4,716百万円となったことにより、4,182百万円の収入（前年同四半期比231.5%増）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間における主要な設備の異動は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	内容	売場面積 (㎡)	設備投資額 (百万円)	完成年月日又は 取得年月日
コーナン新三田店 (兵庫県三田市)	店舗新設	6,669	1,283	平成23年7月
コーナンプロ南津守店 (大阪市西成区)	店舗新設	2,475	132	平成23年7月

(注) 1. 設備投資額には、リース資産、借地権、差入保証金等が含まれており、テナントからの受入保証金を除外しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。また、新たに確定した重要な設備の拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

事業所名(仮称) (所在地)	設備の内容	事業投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の予定 売場面積(㎡)
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
コーナン鴨方店 (岡山県浅口市)	店舗新設	80	-	自己資金及び借入金	平成23年 8月	平成23年 9月	4,500
コーナン八女店 (福岡県八女市)	店舗新設	100	7	自己資金及び借入金	平成23年 8月	平成23年度 下半期	4,100
コーナンJR高知駅前店 (高知県高知市)	店舗新設	650	112	自己資金及び借入金	平成23年 7月	平成23年度 下半期	4,411
コーナンプロ仙台泉店 (仙台市泉区)	店舗新設	200	4	自己資金及び借入金	平成23年 11月	平成23年度 下半期	2,600
ホームストック宇和島店 (愛媛県宇和島市)	店舗新設	80	39	自己資金及び借入金	平成23年 8月	平成23年 9月	3,600
ホームストック土佐店 (高知県土佐市)	店舗新設	80	24	自己資金及び借入金	平成23年 8月	平成23年度 下半期	2,600
ホームストック石巻店 (宮城県石巻市)	店舗新設	80	6	自己資金及び借入金	平成23年 9月	平成23年度 下半期	1,900

(注) 1. 投資予定金額には、リース資産、借地権、差入保証金等が含まれており、テナントからの受入保証金を除外しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年10月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,989,118	33,010,209	東京・大阪証券取引所市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	32,989,118	33,010,209	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
(平成17年5月26日定時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	929
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	92,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1
新株予約権の行使期間	平成17年6月1日から平成37年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は新株予約権を割当てられた時に就任していた当社の役員を退任した時に限り、新株予約権を行使することができる。但し、この場合、対象者は、対象者が上記の役員を辞任した日の翌日から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。但し、相続人は、当該役員が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 なお、その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の割合 (調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他の組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

2. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成21年11月16日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)(注)2.	1,606
新株予約権の数(個)	1,606

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3.	1,694,092
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)4.5.6.	948
新株予約権の行使期間(注)7.	自平成22年1月4日 至平成24年12月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) (注)8.9.	発行価格 948 資本組入額 474
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部についてのみ行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、その出資される財産の価額は、当該新株予約権に係る本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)10.11.

(注)1. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

- (1) 本新株予約権付社債は、株価の下落により新株予約権の行使時の転換価額が修正され、新株予約権の行使目的となる株式の数が増加するものである。行使価額の修正の基準及び修正の頻度は下記(注)5.6.の通りであり、行使価額の下限は948円、新株予約権の目的となる株式の数の上限は1,694,092株(平成23年8月31日現在の普通株式の発行済株式総数の5.14%)である。
 なお、平成22年12月3日付けで、行使価額は948円に修正されております。
- (2) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項が付されている。
 (130%コールオプション条項)
 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、平成23年11月7日以降いつでもその時点において残存する本社債の全部(一部は不可。)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。
- (3) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
 該当事項はない。
- (4) 株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
 該当事項はない。
- (5) 株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
 該当事項はない。

2. 額面による残高を記載しております。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、各社債権者が行使請求のため提出した本社債の払込金額の合計額を転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権 1 個の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債の全部を出資する。
- (2) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権に係る本社債の払込金額と同額とする。
- (3) 転換価額は、当初1,184円とする。ただし、下記(注)5.及び6.に定めるところにより修正又は調整されることがある。
 なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社の普通株式 1 株当たりの価額をいう。

5. 転換価額の下方修正

- (1) 当社は、平成22年12月3日(以下「第一決定日」という。)及び平成23年12月2日(以下「第二決定日」という。)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある各20連続取引日の当該終値(気配表示を含まない。)の各平均値(計算の結果 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額をいう。)が、各決定日に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額を上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。
- (2) 本項第(1)号の規定にかかわらず、本項第(1)号により修正された転換価額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%に当る金額の 1 円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が各決定日までに下記(注)6.の規定により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号により修正された転換価額は、第一決定日に修正された場合は平成23年1月5日、第二決定日に修正された場合は平成24年1月4日(以下各日を「効力発生日」という。)以降、これを適用する。
- (4) 各決定日の翌日からそれぞれの効力発生日までの間に、下記(注)6.に基づく調整後の転換価額が適用されることとなる場合には、本項第(1)号又は第(2)号による修正が各決定日に効力を生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を各効力発生日以降に有効な転換価額とする。

6. 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「時価下発行による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcc} & & \begin{array}{c} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array} \\ & & \text{時 価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} \end{array}$$

- (2) 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (イ) 本項第(7)号(ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、本号(ロ)の場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合、当社が存続会社となる合併もしくは当社が完全親会社となる株式交換により交付する場合又は(当社定款にかかる定めがある限りにおいて)単元未満株主による単元未満株式売渡請求に応じて当社の有する当社普通株式を売り渡す場合を除く。))。
 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又、当社普通株式の株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - (ロ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。
 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、又、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。
 - (ハ) 本項第(7)号(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))、又は本項第(7)号(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もし

くは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）。

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。又、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

なお、本号(八)の取得請求権付株式等の発行が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等が請求又は行使できることとなった日の条件でその全てが請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等が請求又は行使できることとなった日の翌日以降これを適用する。

- (二) 本号(イ)から(八)の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(イ)から(八)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(4)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} \begin{array}{c} \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、15,192円に当該事業年度に係る下記に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成22年2月28日に終了する事業年度	1.30
平成23年2月28日に終了する事業年度	1.69
平成24年2月29日に終了する事業年度	2.20

- (5) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。
- (6) 「転換価額調整式」（時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式を総称していう。以下同じ。）により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (7) (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、時価下発行による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし本項第(2)号(二)の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (八) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、又、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(2)号又は第(8)号に基づき交付株式数とみなされた当

- 社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。又、本項第(2)号(ロ)の株式分割の場合には、時価下発行による転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (二) 時価下発行による転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後の転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (ホ) 時価下発行による転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、会社法第445条第1項に定める払込み又は給付をした財産の額とする。
- (ハ) 本項第(2)号(イ)から(八)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (8) 本項第(2)号又は第(3)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- (二) 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ホ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
7. 本新株予約権付社債の社債権者は、平成22年1月4日から平成24年12月5日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。)
- (2) 本社債の利息を支払うべき日の前営業日
- (3) 振替機関が必要であると認めた日
- (4) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合における当該期間
- (5) 平成24年12月5日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日以降
- (6) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日(当日を含める。)以降
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格(会社法上の本新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額)は、行使された新株予約権に係る本社債の金額の総額を、(注)3.記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 株式1株当たりの額は、これを(注)3.記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
10. 当社が、組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとし、その内容は(注)11.に定める。

この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

11. 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(1) 新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継された社債の払込金額の合計額を本項第(4)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 転換価額

転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、(注)5.及び6.に準じた修正又は調整を行う。

(5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債の全部を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(6) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日(当社が(注)7.に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のいずれか遅い日)から、(注)7.に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

(7) その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(8) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(9) 承継新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第1四半期会計期間 (平成23年3月1日から 平成23年5月31日まで)	第2四半期会計期間 (平成23年6月1日から 平成23年8月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	30	1,864
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	31,645	1,966,233
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	948	948
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	30	1,864
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	30	1,894
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	31,645	1,997,878
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	948	948
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	30	1,894

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成23年6月1日～ 平成23年8月31日 (注)	1,966,233	32,989,118	931	16,856	931	17,090

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,882	14.80
疋田 耕造	堺市東区	3,244	9.84
港南株式会社	堺市西区鳳東町4丁401番地1	2,000	6.06
疋田 直太郎	堺市東区	1,790	5.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,655	5.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,574	4.77
コーナン商事取引先持株会	堺市西区鳳東町6丁637番地1	922	2.79
SSBT 0D05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	455	1.38
梅林 英香	大阪府大阪狭山市	384	1.16
THE BANK OF NEW YORK EUROPE LIMITED 131800 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	6D ROUTE DE TREVES L-2633 SENNINGERBERG (東京都中央区月島4丁目16-13)	332	1.01
計	-	17,240	52.26

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 6,537千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,574千株

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 78,100	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,822,800	328,228	同上
単元未満株式	普通株式 88,218	-	-
発行済株式総数	32,989,118	-	-
総株主の議決権	-	328,228	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町4丁401番地1	78,100	-	78,100	0.24
計	-	78,100	-	78,100	0.24

(注)上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が165株あります。
なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の株式数に100株、「単元未満株式」の株式数に65株を含めております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	1,179	1,382	1,370	1,387	1,623	1,567
最低(円)	900	1,108	1,240	1,285	1,373	1,376

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(役職の異動)

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 上席執行役員	ホームストック事業 部長	取締役 上席執行役員	ホームストック事業 部長(兼)アグリビジ ネス部長	田中 美博	平成23年7月11日

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.7%
利益剰余金基準	0.3%

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,767	6,195
売掛金	3,417	2,944
商品及び製品	60,540	53,637
原材料及び貯蔵品	509	384
繰延税金資産	2,022	2,229
その他	6,503	5,099
貸倒引当金	69	56
流動資産合計	79,690	70,435
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	65,687	60,580
土地	28,861	28,861
建設仮勘定	929	763
その他(純額)	13,900	13,631
有形固定資産合計	109,379	103,837
無形固定資産	5,163	5,095
投資その他の資産		
投資有価証券	1,555	1,562
差入保証金	43,748	42,751
その他	3,194	3,080
貸倒引当金	44	48
投資その他の資産合計	48,454	47,345
固定資産合計	162,997	156,278
資産合計	242,687	226,714
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,240	21,231
短期借入金	-	1,000
1年内返済予定の長期借入金	30,361	29,573
1年内償還予定の社債	625	468
未払法人税等	4,819	4,719
賞与引当金	1,193	1,169
役員賞与引当金	106	115
店舗閉鎖損失引当金	452	518
為替予約	1,262	1,674
その他	9,395	8,679
流動負債合計	73,457	69,148

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
固定負債		
社債	3,324	5,531
長期借入金	67,305	62,149
資産除去債務	1,665	-
繰延税金負債	771	912
受入保証金	14,435	14,612
その他	10,315	10,790
固定負債合計	97,818	93,996
負債合計	171,276	163,144
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,856	15,909
資本剰余金	17,114	16,167
利益剰余金	38,311	32,568
自己株式	111	111
株主資本合計	72,170	64,534
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10	27
繰延ヘッジ損益	748	992
評価・換算差額等合計	759	965
純資産合計	71,411	63,569
負債純資産合計	242,687	226,714

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年 8 月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 8 月31日)
売上高	141,383	146,506
売上原価	93,965	94,804
売上総利益	47,417	51,702
営業収入	6,340	6,311
販売費及び一般管理費	1 44,670	1 46,082
営業利益	9,088	11,931
営業外収益		
受取利息	78	74
受取配当金	37	38
匿名組合投資利益	-	60
その他	84	102
営業外収益合計	201	276
営業外費用		
支払利息	1,314	1,187
為替差損	563	201
その他	197	117
営業外費用合計	2,075	1,506
経常利益	7,213	10,701
特別利益		
固定資産受贈益	-	416
受入保証金解約益	72	-
店舗閉鎖損失引当金戻入額	-	40
特別利益合計	72	457
特別損失		
固定資産除却損	89	21
投資有価証券評価損	3	-
減損損失	603	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	547
特別損失合計	696	568
税引前四半期純利益	6,589	10,589
法人税、住民税及び事業税	3,026	4,582
法人税等調整額	1	75
法人税等合計	3,027	4,507
四半期純利益	3,561	6,082

【第2四半期会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
売上高	71,564	73,786
売上原価	47,649	47,770
売上総利益	23,915	26,015
営業収入	3,178	3,149
販売費及び一般管理費	1 22,697	1 23,669
営業利益	4,396	5,495
営業外収益		
受取利息	39	37
受取配当金	37	38
匿名組合投資利益	-	60
その他	39	61
営業外収益合計	116	198
営業外費用		
支払利息	627	576
為替差損	166	55
その他	24	26
営業外費用合計	818	658
経常利益	3,694	5,035
特別利益		
固定資産受贈益	-	416
受入保証金解約益	65	-
店舗閉鎖損失引当金戻入額	-	40
特別利益合計	65	457
特別損失		
固定資産除却損	85	20
減損損失	603	-
特別損失合計	689	20
税引前四半期純利益	3,071	5,472
法人税、住民税及び事業税	1,430	2,274
法人税等調整額	55	49
法人税等合計	1,485	2,323
四半期純利益	1,585	3,148

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	6,589	10,589
減価償却費	2,749	3,007
のれん償却額	82	82
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	-	65
固定資産受贈益	-	416
固定資産除却損	89	21
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	547
減損損失	603	-
受取利息及び受取配当金	116	113
支払利息	1,314	1,187
売上債権の増減額(は増加)	661	472
たな卸資産の増減額(は増加)	625	7,026
仕入債務の増減額(は減少)	2,588	4,008
その他	1,004	869
小計	12,861	10,480
利息及び配当金の受取額	43	43
利息の支払額	1,379	1,164
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	573	4,486
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,952	4,872
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,818	6,813
差入保証金の差入による支出	852	1,798
差入保証金の回収による収入	689	829
預り保証金の受入による収入	47	83
預り保証金の返還による支出	305	303
その他	525	590
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,766	8,593
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,000	1,000
短期借入金の返済による支出	5,000	2,000
長期借入れによる収入	18,500	20,500
長期借入金の返済による支出	14,910	14,555
リース債務の返済による支出	95	106
セール・アンド・割賦バックによる収入	3,218	523
割賦債務の返済による支出	335	572
社債の発行による収入	2,500	-
社債の償還による支出	10,000	156
配当金の支払額	278	339
その他	1	0

(単位：百万円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年 8 月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 8 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,399	4,292
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,786	571
現金及び現金同等物の期首残高	5,048	6,176
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 8,834	1 6,748

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第2四半期累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ37百万円、税引前四半期純利益は584百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,612百万円であります。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、53,925百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、50,667百万円であります。

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)														
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。														
<table> <tr><td>給料・賃金</td><td>9,935百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,158</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>18,482</td></tr> </table>	給料・賃金	9,935百万円	賞与引当金繰入額	1,158	賃借料	18,482	<table> <tr><td>給料・賃金</td><td>10,324百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,193</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>106</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>18,252</td></tr> </table>	給料・賃金	10,324百万円	賞与引当金繰入額	1,193	役員賞与引当金繰入額	106	賃借料	18,252
給料・賃金	9,935百万円														
賞与引当金繰入額	1,158														
賃借料	18,482														
給料・賃金	10,324百万円														
賞与引当金繰入額	1,193														
役員賞与引当金繰入額	106														
賃借料	18,252														

前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)														
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。														
<table> <tr><td>給料・賃金</td><td>5,044百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>561</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>9,344</td></tr> </table>	給料・賃金	5,044百万円	賞与引当金繰入額	561	賃借料	9,344	<table> <tr><td>給料・賃金</td><td>5,252百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>596</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>55</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>9,170</td></tr> </table>	給料・賃金	5,252百万円	賞与引当金繰入額	596	役員賞与引当金繰入額	55	賃借料	9,170
給料・賃金	5,044百万円														
賞与引当金繰入額	561														
賃借料	9,344														
給料・賃金	5,252百万円														
賞与引当金繰入額	596														
役員賞与引当金繰入額	55														
賃借料	9,170														

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)																
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年8月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年8月31日現在)																
<table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>8,853百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を超える定期</td><td>18</td></tr> <tr><td>預金</td><td></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>8,834</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	8,853百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期	18	預金		現金及び現金同等物	8,834	<table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>6,767百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を超える定期</td><td>18</td></tr> <tr><td>預金</td><td></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>6,748</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	6,767百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期	18	預金		現金及び現金同等物	6,748
現金及び預金勘定	8,853百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期	18																
預金																	
現金及び現金同等物	8,834																
現金及び預金勘定	6,767百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期	18																
預金																	
現金及び現金同等物	6,748																

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年8月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 32,989千株

2.自己株式の種類及び株式数

普通株式 78千株

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月26日 定時株主総会	普通株式	340	11.0	平成23年2月28日	平成23年5月27日	利益剰余金

(2)基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月12日 取締役会	普通株式	460	14.0	平成23年8月31日	平成23年11月10日	利益剰余金

(持分法損益等)

前第2四半期累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)及び前第2四半期会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)及び当第2四半期会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)及び当第2四半期会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

当社は、小売及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)		前事業年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	2,169.84円	1株当たり純資産額	2,056.38円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	115.21円	1株当たり四半期純利益金額	193.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	114.86円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	175.55円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	3,561	6,082
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,561	6,082
期中平均株式数(株)	30,912,628	31,388,676
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	9
普通株式増加数(株)	94,850	3,310,329
(うち新株予約権付社債)	(-)	(3,216,794)
(うちストックオプション)	(94,850)	(93,535)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 51.28円	1株当たり四半期純利益金額 98.82円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 51.13円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 90.84円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,585	3,148
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,585	3,148
期中平均株式数(株)	30,913,213	31,857,058
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	3
普通株式増加数(株)	94,200	2,841,729
(うち新株予約権付社債)	(-)	(2,748,829)
(うちストックオプション)	(94,200)	(92,900)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

2【その他】

平成23年10月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....460百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....14円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年11月10日

(注) 平成23年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月6日

コーナン商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

目細 実 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高崎 充弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコーナン商事株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第34期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コーナン商事株式会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月7日

コーナン商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

目細 実 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高崎 充弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコーナン商事株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第35期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コーナン商事株式会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。